

2025年12月19日  
松阪市観光交流課

松坂城跡桜ライトアップ等業務委託プロポーザル実施要領、仕様書等への質問に対する回答

No.	募集要項及び仕様書該当箇所	質問内容	回答内容
1	仕様書 P2 5. 業務内容及び仕様の⑥	・藤棚付近で出店可能な3月27日～29日の夜間は、藤棚付近で常設出店されている茶屋は営業されていますでしょうか。	・藤棚付近で出店しておりました茶屋(売店)は、すでに閉業しております。
2	仕様書 P2 5. 業務内容及び仕様の⑥	・昨年度も飲食ケータリングが展開されました、それらの出店は今年もご予定されていますでしょうか。受託者側が提案しなければ出店はゼロになってしまう場合、昨年の出店の方をご紹介いただくことはできるでしょうか。	・飲食店につきましては、事業者及び露店商組合が松阪公園を管理する部署に使用許可申請書を提出し、各自で出店しておりますので、ご紹介することは出来かねます。また、飲食物等の販売企画はあくまで「可能」とするものであり、必ず行われるべきものではございません。加えて、松阪公園を管理する部署に確認したところ現時点で事業者から使用許可の申請書は提出されておらず、出店は未定です。
3	仕様書 P2 5. 業務内容及び仕様の⑥	・3月27日～29日以外の期間で同会場にて本企画とは別で飲食等の出店や企画があるかどうかお知らせ頂きたいです。	・4月5日(日)に開催を予定している松阪市観光協会主催の「宣長まつり」では地元飲食店の出店が企画されています。
4	仕様書 P2 (2)照明機器、告知看板等の設置・撤去の①	・「使用可能な仮設灯電源ボックス及びタイマー」とは、使用可能な電源という意味ではなく残っているボックス・タイマーを使用しても良いという認識で合っておりますでしょうか。	・その認識で問題ございません。